

玄海町内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン

1 目的

台風や豪雨等に伴う避難情報発令時、保育施設及び児童館（以下「保育施設等」という。）には、園児及び児童館利用者（以下「園児等」という。）や保育従事者及び職員（以下「職員等」という。）の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められている。

そこで、玄海町内において避難情報が発令された場合の保育施設等の対応について、ガイドラインを定める。

2 町民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに町民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	町からの避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状態であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル4	速やかに避難する。 ※公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くに安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難する。	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル3	避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難行動をとる。 その他の人は、避難の準備を整える。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え、自らの避難行動を確認する。 ・ハザードマップ等により、災害リスク、避難場所や避難経路を確認。	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意	

3 発令時の対応

- (1) 2の表を踏まえ、【警戒レベル3】、【警戒レベル4】及び【警戒レベル5】が発令された場合の保育施設の対応を次のとおりとする。

ア 開園時刻までに発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	自主登園とする。 ・保護者へ自主登園の連絡に努める。 ・施設としては、児童の受入れ態勢を整える。
警戒レベル4 避難勧告 避難指示（緊急）	休園とする。 ・保護者へ休園の連絡をする。
警戒レベル5 災害発生情報	

イ 開園時間中に発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	・保護者へ警戒レベル3が発令された旨連絡する。また、今後警戒レベルが引き上げられる場合もある旨併せて連絡する。
警戒レベル4 避難勧告 避難指示（緊急）	・原則、「玄海町保育所防災計画」において指定されている避難場所（あおば園：玄海町役場、ふたば園：玄海町公民館値賀分館）へ児童を速やかに避難させる。ただし、他の避難場所または施設内が安全と判断した場合は、その場所に児童を避難させる。
警戒レベル5 災害発生情報	・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。

- (2) 児童館の対応については、玄海みらい学園の対応に準ずる。開館時間中に発令された場合については、「災害及び不審者対策マニュアル」に基づき対応することとする。

4 保護者及び職員等への周知

- (1) 町・・・文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行う。
- (2) 保育施設等・・・メール配信等で適時の保護者周知に努めるものとする。また、緊急時に備え、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児等の引き渡し方法等について保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。